様式第二十三表面中「主務大臣（地方支分部局長・都道府県知事）」を「都道府県知事」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令・環境省令第六号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）を実施するため、立入検査の際に携帯する国の職員の身分を示す証明書の様式の見直しのための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和六年四月一日

経済産業大臣　齋藤　健

環境大臣　伊藤信太郎

立入検査の際に携帯する国の職員の身分を示す証明書の様式の見直しのための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令の一部改正）

第一条　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令（昭和六十一年通商産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。